|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 収入印紙貼付 | 　 | 工事請負契約書 |
| 1 | 契約事項 |  |
| 2 | 履行場所 |  |
| 3 | 履行期限 |  |
| 4 | 契約代金額 |  |
|  | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　円） |
| 5 | 契約保証金 |  免除 |
| 6 | 前払金 |  無 |
| 7 | 部分払 |  無 |

　上記の「契約事項」について、発注者と受注者とは、次の条項によって｢工事請負契約｣を締結する。

　(総則)

第1条　受注者は、頭書の契約代金額をもつて、頭書の期限内に契約事項を履行しなければならない。

　(権利義務の譲渡等)

第2条　受注者は、この契約に生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面より発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

　(下請等)

第3条　受注者は、この契約履行について、第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

　(特許権等の使用)

第4条　受注者は、この契約履行に際し特許権等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

　(履行期限の延期)

第5条　受注者は、契約履行に際し、天災その他不可抗力による等その責めに帰することができない理由又は正当な理由により履行期限内に履行できないときは、遅滞なく、発注者にその理由を届け出て期限の延長を求めることができる。ただし、その延期日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

　(危険負担)

第6条　この契約履行に際し発生する一切の損害は、受注者の負担とする。ただし、天災その他不可抗力による場合及び発注者の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

　(検査及び引渡し)

第7条　受注者は、契約を履行したときは、所定の届出をなし、検査終了後遅滞なく目的物を引き渡さなければならない。

　(代金の支払)

第8条　受注者は、前条の規定により引渡しをしたときは、所定の請求書により代金の請求をしなければならない。

2　発注者は、前項の支払請求を受理したときは、その日から３０日以内に代金を支払うものとする。

　　(契約の解除)

第９条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは契約を解除する。

　(1)　受注者の責めに帰すべき理由により、頭書の期限内に完了の見込みがないと明らかに認められるとき。

　(2)　正当の理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても着手しないとき。

　(3)　正当の理由なくして発注者の指揮監督に従わないとき。

　(4)　契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

2　受注者は、契約事項の変更により頭書の契約代金が3分の2以上減じ、又は履行期限が2分の1以上短縮されたときは、発注者に対し契約解除を申し出て契約を解除することができる。

 (違約金)

第10条　第９条第1項の規定により契約を解除されたときは、受注者は、契約金額の10分の1を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

 (契約外の事項)

第11条　この契約に定めない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。上記契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

　　　平成　　 年　　　月　　　日

発注者 　住 所 ：

氏 名 ：　 　　 　印

受注者　 住 所 ：

氏 名 ： 　　　　　　　　　　　　 　　印